

感染症対策指針

株式会社中央ケアサービス エールハート小岩

<居宅介護支援事業所 訪問介護事業所>

Ver1.0

令和5年10月作成

エールハート小岩は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護保険サービス事業者として、感染症の予防の基本的な対策を実施し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護保険サービスの提供を図ることができるよう、介護現場における感染対策の手引き、感染症における業務継続計画（BCP）などの活用、及び社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染症対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」を定期的実施する。
 - ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、全職員を対象に年1回以上の「訓練（シミュレーション）」を定期的実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、介護現場における感染対策の手引きや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 事務所内の感染対策の実施（職員感染の場合）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 感染疑い者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて感染症対策委員、所長など管理職と協議の上、感染症対策業務継続（BCP）等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関と連携しすみやかに報告を行う。
 - イ) 保健所： 江戸川保健所小岩健康サポートセンター 連絡先：03-3658-3171
江戸川保健所中央健康サポートセンター 連絡先：03-5661-2467
 - ロ) 保険者： 江戸川区介護保険課指導係 連絡先：03-5662-0892
(保険者への連絡先が指定される場合には、指示の部署へ報告をする)
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて所長、事業所管理者などと協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 社内：事業所所長、及び事業所管理者
 - ロ) 利用者家族：感染の疑い者として該当する場合、その利用者及び家族

<変更・廃止手続>

本方針の変更は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年11月1日から適用する。